

これまでの議論の整理（案）

平成 20 年 10 月 21 日
外国弁護士制度研究会幹事

■当研究会の検討対象

外国法事務弁護士事務所等の法人化の許否及びこれに関連する事項を検討対象とする。

■今後議論すべき事項について

議論の前提として、法人が取り扱うことのできる法律事務の範囲を確定する必要。

そこで、まず、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取り扱い業務とする法人制度（いわゆる外国法事務弁護士事務所の法人化）を検討の対象とし（A）、次に、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取り扱い業務とする法人制度（いわゆる外国法共同事業の法人化）を検討の対象とする（B）。

A 外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取り扱い業務とする法人制度の必要性、弊害・問題点についての検討

1. 法人制度を創設することの必要性についての検討

- (1) 利用者、国民、外国法事務弁護士、弁護士の各視点から。
- (2) 法人制度が設けられている弁護士制度との比較及び国際的な観点から。

2. 法人制度を創設することに伴う弊害・問題点についての検討

- (1) 検討に当たっては、次の視点から議論することが必要と考えられるがどうか。

- ① 外国法に関する法律事務の取扱いを法人に許容することの弊害・問題点

- ② 外国法事務弁護士が社員として法人業務を遂行することに伴う弊害・問題点

- ③ 弊害・問題点がある場合には、その解消・防止のための方策

- (2) 上記（1）を踏まえると、次の点に留意しつつ、別紙記載の各項目について特に検討する必要があると考えられるがどうか。

- ① 弁護士法人に準ずる専門職法人として設計すること（弁護士法人との同等性）

- ② 外国法事務弁護士に係る規制に準ずる規制に服する法人として設計すること（外国法事務弁護士との同等性）

B 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取り扱い業務とする法人制度の必要性、弊害・問題点、他の専門職法人制度との関係等についての検討

以上

(別紙)

- 法人の業務範囲の在り方
 - ・ 社員である外国法事務弁護士の業務範囲との関連性
 - ・ 除外すべき業務の有無、弁護士等の関与を求めるべき業務の有無
- 社員資格の在り方
 - ・ 弁護士に対する社員資格の付与の可否、要否
- 法人の業務執行の在り方
 - ・ 社員の業務執行権（対外的代表権）の所在（社員である外国法事務弁護士の業務範囲との関連性）
 - ・ 社員に受任案件に関する知識・能力についての制度的保障がない場合において、適正な業務遂行を確保するための方策
- 社員の法人債権者に対する責任の在り方
 - ・ 特に、社員の業務執行権の所在との関係
- 従たる事務所に対する規制の在り方
 - ・ 従たる事務所における適正な業務遂行を確保するための方策
 - ・ 社員の常駐義務を設ける場合にあっては、例外の要否
- 弁護士等の雇用の在り方
 - ・ 弁護士等の雇用の許否
 - ・ 雇用を認める場合にあっては、被用者弁護士等への不当関与のおそれを防止するための方策
- 外国法共同事業の在り方
 - ・ 弁護士等との外国法共同事業の許否
 - ・ 外国法共同事業を認める場合にあっては、外国法共同事業に係る弁護士等への不当関与のおそれを防止するための方策
- 法人に対する監督の在り方
 - ・ 特に、法人に対する懲戒の在り方（日弁連及び弁護士会が果たすべき役割）

以上